

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第三条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第一号中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第二種利用運送事業」を、「第一種貨物利用運送事業」に改め、同項第二号中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に改める。

(道路運送法施行規則の一部改正)

第四条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四号中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第二項第九項」を、「第二項第八項」に、「第二種利用運送事業」を、「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第五号中、「貨物運送取扱事業法第二項第九項」を、「貨物利用運送事業法第二項第八項」に、「第二種利用運送事業」を、「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 貨物利用運送事業法第二項第八項の第二種貨物利用運送事業であつて船舶運航事業者の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二項第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く。)の用に供する自動車を除く。)にあつては、海上、

(空港管理規則の一部改正)

第五条 空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「規定する貨物運送取扱事業」を、「規定する貨物利用運送事業」に、「許可若しくは同法第二十三条若しくは第四十一条の登録」を、「登録若しくは同法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可」に、「免許」を、「許可」に改める。

第十二条の二第一項中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「免許」を、「許可」に改める。

第十二条の三第一項中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「免許」を、「許可」に改める。

(道路交通事業法施行規則の一部改正)

第六条 道路交通事業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中、「第二種利用運送事業」を、「第二種貨物利用運送事業」に、「貨物運送取扱事業法施行規則」を、「貨物利用運送事業法施行規則」に、「第五条第一項第八号、第九号若しくは第十号」を、「第十九条第一項第四号、第五号若しくは第六号」に改め、同項第三号中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第五条各号」を、「第二十二各号」に改める。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第七条 内航海運組合法施行規則(昭和三十三年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「の貨物運送取扱事業」を、「の貨物利用運送事業」に改める。

(外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則(昭和五十二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。

一 貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項に規定する貨物利用運送事業をいう。

第二条第一号中、「貨物運送取扱事業」を、「貨物利用運送事業」に改める。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第九条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第四条第一項第四号」を、「第二十一条第一項第三号」に、「第三十五条第四項」を、「第四十五条第三項」に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法第十一条第七項の運送取扱事業登録に係る手続的事項を定める省令の一部改正)

第十条 中小企業流通業務効率化促進法第十一条第七項の運送取扱事業登録に係る手続的事項を定める省令(平成四年運輸省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中、「運送取扱事業登録」を、「第一種貨物利用運送事業登録」に改める。

第一項中、「運送取扱事業登録」を、「第一種貨物利用運送事業登録」に、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第二十五条第一項第一号」を、「第五条第一項第一号」に、「運送取扱事業登録簿」を、「第一種貨物利用運送事業者登録簿」に改め、第二項中、「貨物運送取扱事業法第二十七條第一項」を、「貨物利用運送事業法第七條第一項」に、「同条第四項」を、「同条第三項」に、「第三十條の二第二項」を、「第十四條第二項」に、「第二十四條第一項各号」を、「第四條第一項各号」に、「同法第二十七條第一項」を、「同法第七條第一項」に改め、第三項中、「貨物運送取扱事業法第三十條」を、「貨物利用運送事業法第十五條」に、「運送取扱事業登録」を、「第一種貨物利用運送事業登録」に改める。